

農産品の輸入に対するペルーの加算関税事件 (DS457)
(申立国: グアテマラ / 被申立国: ペルー)
(パネル報告 WT/DS457/R、配布日: 2014 年 11 月 27 日)
(上級委員会報告 WT/DS457/AB/R、配布日: 2015 年 7 月 20 日)

水島 朋則 (名古屋大学)

I 事実の概要

〔I-A〕 事件の背景および問題となっているペルーの措置

2001 年 6 月 22 日～ 農産品 (牛乳・トウモロコシ・米・砂糖) 輸入に対する加算関税

加算分の決定は「価格幅システム (Price Range System, PRS)」に基づいて決定

- a. 価格幅システムの目的: 「国際価格の変動を中和し、国際価格の下落に伴う悪影響を制限するための安定化・保護メカニズム」
- b. 価格幅システムの主な構成要素: PRS 下限価格、PRS 上限価格、参照価格
- c. PRS 下限価格: 対象産品の過去 60 か月の市場価格の平均 (運賃・保険料込み)
- d. PRS 上限価格: PRS 下限価格に一定の加算をすることにより算出
- e. PRS 下限価格等は年に 2 回公表 (適用開始の 6 か月前)
- f. 参照価格: 適用開始前 2 週間の対象産品の平均価格 (運賃・保険料込み)
- g. 参照価格は 2 週間ごとに公表
- h. 参照価格が PRS 下限価格を下回る場合には、特別税 (PRS 下限価格と参照価格の差額) を賦課 (WTO におけるペルーの譲許税率を超えない)
- i. 参照価格が価格幅 (PRS 下限価格～PRS 上限価格) に収まっている場合には、従価税のみ
- j. 参照価格が PRS 上限価格を上回る場合には、税の還付 (適用される従価税相当額)
[パネル報告 7.317 (k. ～m. は略)]

〔I-B〕 違反が申し立てられた規定

価格幅システムに基づく加算関税 (価格幅システム関税) に関して:

農業協定 4 条 2 加盟国は、……通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置^(註)も維持し、とり又は再びとってはならない。

(注) これらの措置には、輸入数量制限、可変輸入課徴金、最低輸入価格……その他これらに類する通常の関税以外の国境措置……が含まれる……。

GATT 2 条 1 (b) [第 2 文] いずれかの締約国の譲許表の第 1 部に掲げる産品に該当する他の締約国の領域の産品は、その譲許表が関係する領域への輸入に際し、……その譲許表に定める関税をこえる通常の関税を免除される。これらの産品は、また、輸入について又は輸入に関連して課せられるその他のすべての種類の租税又は課徴金で、この協定の日付の日に課せられているものをこえるもの又はその日にその輸入領域において有効である法令によりその後課することを直接にかつ義務的に要求されているものをこえるものを免除される。

ペルーが PRS 下限価格と参照価格の算出の基礎として用いられる国際価格を公表していないこと、「輸入費用」を発

表していないこと、運賃と保険料の決定方法を発表していないことに関して、GATT 10 条 1

問題となっている措置の不合理な実施方法（自国法の不遵守）に関して、GATT 10 条 3(a)

<予備的請求> 価格幅システム関税は通常の関税であるとパネルが判断する場合には、ペルーによる関税評価方法に関して、関税評価協定 1 条～3 条、5 条～7 条（特に 7.2 条(f) (g)）

〔I-C〕 ペルー・グアテマラ自由貿易協定〔パネル報告 7.30-7.42〕

2011 年 12 月 6 日：署名

- ・ペルーは、一定の製品について価格幅システムを維持することができる（附属書 2.3 第 9 項）。
- ・FTA および WTO 協定上の紛争が発生した場合、申立国が紛争解決のフォーラムを選ぶことができる（FTA 15.3 条 1）。
- ・FTA は、両国がそれぞれの法的手続を完了したことを確認する通知を交換した日から 60 日後に、または、両国が合意する日に発効する（FTA 19.5 条）。

2013 年 4 月 12 日：グアテマラが本事件における協議要請

7 月 4 日：グアテマラ議会が締結を承認

12 月：グアテマラ大統領が批准手続を開始

2014 年 3 月 5 日：グアテマラが発効に必要な手続を完了した旨の通知をペルーが受領

ペルーは未批准

FTA で合意したバランスが尊重されることが批准の前提であるが、グアテマラが本事件を提起したことにより、バランスに関して不確実性が発生

〔I-D〕 手続の時系列

2013 年 4 月 12 日：グアテマラが協議要請

2014 年 11 月 27 日：パネル報告配布

2015 年 3 月 25 日：ペルー（25 日）およびグアテマラ（30 日）が上訴

7 月 20 日：上級委員会報告配布

7 月 31 日：DSB がパネル・上級委員会報告を採択

8 月 31 日：ペルーが勧告の実施意思通知

10 月 1 日：DSU 21 条 3 仲裁による勧告実施の妥当な期間の決定をグアテマラが要請

12 月 16 日：実施期限を 2016 年 3 月 29 日とする DSU 21 条 3 仲裁判断の配布

2016 年 3 月 29 日：ペルーが勧告に従った価格幅システムの改定を通知

4 月 11 日：ペルーとグアテマラが DSU 21 条 5・22 条 6 の手続に関する了解を通知

II パネル報告の要旨

7. 1 前提的考察 (paras 7.1-7.23)

本手続をグアテマラが誠実に開始していないので、パネルはグアテマラの主張を検討することを控えるべきであるというペルーの請求は先決的問題であるため、まずこの問題を検討する（7.18）。ペルーの先決的抗弁を斥ける場合には、次に、グアテマラが主に援用する農業協定 4 条 2 と GATT 2 条 1(b) について検討するが、両規定の検討の順序については、上級委員会の先例（Chile-Price Band System）に従い、農業協定 4 条 2 について検討し、その後で

必要があればGATT 2条1(b)について検討する(7.19-7.20)。

7. 2 グアテマラの主張を検討することを控えるべきかどうか (paras 7.24-7.96)

[7.2.1] イントロダクション (paras 7.24-7.29)

ペルーは、ペルーが価格幅システムを維持することにグアテマラは両国間のFTAにおいて合意しており、価格幅システムについてグアテマラがWTOの紛争解決手続を開始することは、同手続を誠実に利用する義務に違反すると主張する(7.24)。ペルーは、仮に価格幅システムがWTOの規則に違反するとしても、その維持を認めるFTAとそれを禁止するWTO協定が抵触しており、その場合はFTAが優越し、当事国間でWTO協定の規定を修正することになる(7.25)。グアテマラは、ペルーの請求に応ずるためにはパネルはグアテマラの行為のFTA適合性について判断しなければならず、それは付託事項の範囲外であると主張する(7.26)。

[7.2.3] 当事国の主な陳述 (paras 7.43-7.60)

[7.2.3.1] ペルー (paras 7.43-7.51)

グアテマラは、FTAにおいてペルーが維持することを明示的に認めている価格幅システムの完全な廃止を本事件で求めており、誠実にWTOの紛争解決手続に参加する義務(DSU3条7、3条10)に違反する(7.43)。DSU3条7および3条10の下で、誠実さは、WTOの紛争解決手続を開始することが認められるための要件である(7.45)。問題を提起することが有益なものであるかどうかについて判断する義務(DSU3条7)は、自己規制の問題ではなく、加盟国が誠実に手続に参加しているという推定は覆される可能性があり、したがって、パネルは本手続における行動が有益なものではないと決定することができる(7.46)。DSU3条10の下で、不誠実に問題を提起することは禁止されており、不誠実な行為には、FTAで合意したことに反する行為が含まれる(7.47)。FTAは発効していないが、いずれの当事国もFTAの当事国とならない意図を表明していないため、条約法条約18条¹に従って、グアテマラはFTAの規定を無意味にする行動を通じてFTAの趣旨・目的を害さない義務を負っている。条約法条約18条は、誠実の原則の表現として適用可能であり、パネルは、グアテマラが誠実に行動していないことを認定するために、グアテマラが同条に違反したことを決定するだけで十分である(7.48)。FTA附属書2.3第9項は、ペルーが価格幅システムを維持することにグアテマラが同意する用意があることの明白な表現である。FTAが二国間条約であることに鑑みれば、FTAの趣旨・目的には、そこに定められているすべての規則が含まれる。価格幅システムの廃止を目的として問題を提起することはFTA附属書2.3第9項を骨抜きにするものであり、FTAの趣旨・目的を害する行為である(7.49)。グアテマラは本手続を誠実に開始しておらず、パネルはグアテマラの主張を最初に(*in limine*)斥けるべきである(7.50)。二国間条約の規定がそれと抵触するWTO協定の規定に優越するという二国間条約で交渉されたことに不満な当事国が、その二国間条約で合意されたことを争ってWTOに訴えることを認めることは、権利のあからさまな濫用であり、WTOシステムと国際法の基本原則を害するものである(7.51)。

[7.2.3.2] グアテマラ (paras 7.52-7.60)

グアテマラは、最大限の注意を払い、これ以上ない協力的精神をもって行動しており、誠実さに欠けること

¹ 条約法条約18条 いずれの国も、次の場合には、それぞれに定める期間、条約の趣旨及び目的を失わせることになるような行為を行わないようにする義務がある。

(a) 批准、受諾若しくは承認を条件として条約に署名し又は条約を構成する文書を交換した場合には、その署名又は交換の時から条約の当事国とならない意図を明らかにする時までの間

(b) 条約に拘束されることについての同意を表明した場合には、その表明の時から条約が効力を生ずるまでの間。ただし、効力発生が不当に遅延する場合は、この限りでない。

はない (7.52)。ペルーの請求に応えることは、パネルの付託事項の範囲外である。パネルは、WTO の対象協定と関係しない紛争について判断することはできない。ただし、パネルが FTA を事実問題として扱うことは妨げられない (7.53)。問題を提起することが有益なものであるかどうかについて判断する義務は、各加盟国の決定を必要とし、パネルはそれを誠実になされたものと推定しなければならない。DSU 3 条 7 は、手続に参加することが有益なものであるかどうかについての判断の結果に関する加盟国の裁量を制限するものではなく、その判断の結果を被申立国やパネルが争うことはできない (7.54)。DSU 3 条 10 の下で、加盟国が不誠実に手続に参加したという認定がなされ得るのは、手続開始前に、問題となっている措置について争う権利をその加盟国が明示的に放棄していた場合のみである。FTA 附属書 2.3 第 9 項は、WTO 協定上の権利 (価格幅システムについて申立てを行う権利を含む) の放棄と解することはできない。FTA 1.3 条 1 は、限られた製品について価格幅システムを維持する権利を与えるものではあるが、WTO 協定を遵守するペルーの義務に影響を与えるものではない (7.55)。WTO で問題を提起する権利を、FTA を通じて放棄することはできない。そのような放棄は、DSU 3 条 6 に従って相互に合意された解決か、または多数国間協定を通じてなされなければならない (7.56)。ペルーの請求は、グアテマラの行為が WTO 協定以外の条約の趣旨・目的を害しているかどうかの判断を求めるものであり、パネルの付託事項の範囲外である。いずれにせよ、本手続の開始は FTA の趣旨・目的を害するものではない。条約法条約 18 条に関するペルーの陳述は、ペルーが FTA に拘束されない意思表示を行っていると思われることから、当てはまらない (7.57)。当該 FTA は WTO の全加盟国によって受け入れられているものではないため、対象協定 (特に DSU 3 条 7、3 条 10) の解釈に用いることはできない (7.58)。それは、FTA が発効しているかどうかにかかわらない。FTA が発効していないという事実は、当該 FTA を WTO 協定の解釈に用いることができないという陳述を、より強固なものとする (7.59)。仮に WTO 加盟国が FTA を通じて他の加盟国の措置を争う権利を放棄することが認められるとすれば、政治的圧力や交渉力の格差によって弱小国の権利が害される余地が、危険なほどに広がる (7.60)。本紛争が続く限り FTA を批准しないというペルーの脅しは、政治的圧力の一例である (7.60, fn 129)。

[7.2.5] パネルによる評価 (paras 7.66-7.96)

パネルの任務は付託事項によって限界が定められているが、本事件の付託事項において、パネルの権限は「紛争当事国により参照されている対象協定の関連規定に照らして」問題を検討することとされている (7.68)。したがって、パネルが、当事国間において適用可能な国際法規則の援用について判断する権限を与えられているのは、その援用が、紛争当事国により援用されている対象協定の関連規定に基礎を置いている場合に限られる。したがって、本事件におけるパネルの評価は、DSU 3 条 7 および 3 条 10 に照らして、グアテマラが本手続に不誠実に参加していることをペルーが証明しているかどうか、また、それが肯定される場合、その認定からどのような結果が生ずるかに限られる (7.69)。

[7.2.5.1] DSU 3 条 7 および 3 条 10 における誠実の原則 (paras 7.71-7.87)

先例 (Mexico-Corn Syrup (Article 21.5-US)) において、上級委員会は、加盟国が誠実に行動し、問題を提起することが有益なものであるかどうかを適切に判断しているという推定が、覆される可能性のあるものかどうかは示していない (7.73)。禁反言の原則の適用に関する上級委員会の先例 (EC-Export Subsidies on Sugar) に照らして、誠実に事件が提起されたかどうかの評価においては、DSU 3 条 10 も指針となる (7.76-7.77)。

[7.2.5.2] グアテマラが本手続を誠実に開始しなかったことをペルーは証明したか (paras 7.88-7.95)

条約法条約 18 条の定める義務が慣習国際法規則としての性格をもっているとする学説もあるが、パネルは、この義務の適用可能性について判断する必要はない。いずれにせよ、この規定は、条文から明らかなように、

署名国に対して未批准条約を遵守することを求めるものでも、当該条約に違反しないことを求めるものでもない。唯一の義務は、当該条約が発効した場合にそれを遵守することを妨げるような行為や、当該条約の趣旨・目的を害するような行為を控えることである（7.91）。対象協定ではない条約に関する条約法条約 18 条の義務の違反が、DSU 3 条 7 および 3 条 10 が求める誠実さの欠如の証拠となり得るとするのは説得力がない。いずれにせよ、仮にそのような証拠となり得ると仮定したとしても、ペルーの請求に応ずるためには、何が FTA の趣旨・目的であるかをパネルが決定することが求められるが、それはパネルの付託事項の範囲外である（7.92）。

[7.2.5.3] 結論 (para 7.96)

グアテマラが誠実義務に違反して本手続に参加しているという証拠はない（7.96）。

7. 4 価格幅システム関税は農業協定 4 条 2 に違反するか (paras 7.168-7.374)

[7.4.4] パネルによる評価 (paras 7.269-7.374)

[7.4.4.2] 価格幅システム関税は可変輸入課徴金、最低輸入価格その他これらに類する国境措置か (paras 7.308-7.374)

[7.4.4.2.2] 分析の構成

グアテマラは、争われている措置が可変輸入課徴金ないし最低輸入価格（これらに類する措置）であることをパネルが認定するように求め、ペルーは、当該措置が通常関税であるかどうかからパネルが分析を始めるように求めている（7.310）。Chile-Price Band System において、パネルも上級委員会も、問題となっている措置が農業協定 4 条 2 の注によってカバーされるものかどうかをまず検討している（7.311）。本事件においては、価格幅システム関税が、農業協定 4 条 2 によってカバーされない措置であるかどうかよりも、4 条 2 によってカバーされる措置であるかどうかの検討から分析を始めるのがより適切である（7.312）。

[7.4.4.2.4] 価格幅システム関税は「可変輸入課徴金」ないしこれに類する措置か

可変性の要件は、当該措置それ自身が、メカニズムとして、関税の可変性を必然的にもたらすことを必要としている。言い換えれば、可変性は当該措置に内在的なものである。関税の自動的・継続的な変動をもたらす計算式を採用している措置には、可変性が内在していると言える（7.320）。価格幅システムは、加算関税の可変性を必然的にもたらすものである（7.321）。価格幅システムによって、メカニズムとして生ずる 2 週間ごとの可変性は、当該システムを構成し、自動的・継続的に適用される規則・計算式の結果である。それは、通商政策上の決定の結果として変更される可能性のある通常関税に伴う可変性と同じものとみることができない（7.324）。価格幅システム関税は、その本質上、可変的な措置である（7.325）。

透明性・予測可能性の欠如は、ある措置が可変輸入課徴金とみなされるための別個の特徴ではない。重要なのは、問題となっている措置が農業協定 4 条の趣旨・目的を害するような特徴をもっているかどうかである。当該措置の透明性・予測可能性の欠如は、場合によっては、そのような特徴となるかもしれない。しかしながら、例えば、輸入数量制限や可変輸入課徴金、最低輸入価格は透明かつ予測可能であり得るとしても、そのことだけをもって通常関税に転換すべき措置でなくなるということにはならない。換言すれば、パネルが決定すべきことは、当該措置が透明性・予測可能性を有するかどうかではなく、当該措置が通常関税に類するレベルの透明性・予測可能性を備えているかどうかである（7.328）。パネルは、価格幅システム関税が、その本質上、可変的な措置であるという認定のみで、問題となっている措置が透明性・予測可能性の欠如という追加的な特徴をもっていると認定するのに十分であるとは考えない。ある期間に適用される参照価格が当該期間の開始から数日後に公表されるため、ペルーの関税当局が輸入日における確定的な関税額を知らない場合がある

(7.331)。価格幅システム関税の計算方法は、ある程度透明で予測可能ではあるとしても、通常の関税ほど透明で予測可能ということはない(7.334)。参照価格というものの存在だけでも、透明性・予測可能性に影響を及ぼす。輸入製品の価格や量ではなく、2週間ごとに変わる平均参照価格を基礎として特定の加算関税が適用されるという事実は、透明性・予測可能性がシステムとして欠けていることを示している(7.338)。価格幅システムは、加算関税の計算において、ある程度の透明性・予測可能性はあるが、通常の関税と比較した場合には、透明性・予測可能性が欠ける(7.340)。農業協定4条2の注に挙げられているすべての措置に共通する特徴は、それらが通常の関税とは機能が異なるということである。また、争われている措置が国内価格を国際価格の変動から保護し、世界の市場価格が国内市場に波及するのを妨げるかどうかも検討の対象となり得る(7.343)。価格幅システムの構造や設計、運用に照らせば、その結果として課される加算関税は、対象輸入製品の価格を歪曲し、輸入製品の価格がペルーの国内市場に波及することを制限することがあり得る。価格幅システムは、通常の関税とは異なる機能を有している(7.349)。

価格幅システム関税は、その本質上、可変的な措置である。同システムは、通常の関税と比較した場合、透明性・予測可能性が欠如している。また、このような加算関税は、通常の関税の場合とは異なるような形で、輸入価格を歪曲し、ペルーの国内市場への輸入価格の波及を制限する可能性がある(7.350)。価格幅システム関税は可変輸入課徴金(少なくとも、可変輸入課徴金に類する国境措置)である(7.352)。

[7.4.4.2.5] 価格幅システム関税は「最低輸入価格」またはこれに類する措置か

可変輸入課徴金に関する認定に照らせば、問題となっている措置が最低輸入価格またはこれに類する国境措置であるかどうかを審査する必要はないが、分析を網羅的なものとするため、審査する(7.353)。グアテマラは、価格幅システム関税は製品がPRS下限価格よりも低い価格でペルーに入ることを防止しようとするものであり、PRS下限価格が対象製品の最低輸入価格となると主張する(7.354)。ペルーは、価格幅システムの下では輸入価格にかかわらず同じ税率が適用され、価格幅システム関税が最低輸入価格を課すものではないと主張する(7.356)。価格幅システム関税が、ペルー市場に輸入製品が一定価格よりも低い価格で入ってこないようにするものであるという証拠はない(7.360)。一定の関税(例えば100ドル)が課される場合、製品がその額よりも低い価格で入ってこないことになるが、だからといってそのような関税が最低輸入価格やそれに類する措置ということにはならない(7.361)。価格幅システムは輸入製品の実際の取引価格ではなく国際価格を基準としており、輸入製品はペルー市場にPRS下限価格よりも低い価格で入ることができるし、また実際に入っている(7.367)。価格幅システム関税は、少なくとも最低輸入価格に類する措置とみなせるほどには最低輸入価格と同じ特徴を有していない(7.370)。

[7.4.4.2.6] 結論

価格幅システム関税は、可変輸入課徴金(少なくともそれに類する措置)である。しかしながら、それが最低輸入価格あるいはそれに類する措置であるとする証拠はない(7.371)。可変輸入課徴金やそれに類する措置は、農業協定4条の注に挙げられている措置であり、通常の関税に転換することが求められている。そのような措置を維持しているペルーは、農業協定4条2に違反する(7.372)。

[7.4.4.2.7] 価格幅システム関税は「通常の関税」か

ある措置が、通常の関税への転換が求められる可変輸入課徴金やそれに類する措置である場合には、それが同時に通常の関税であるということもあり得ない。したがって、ある措置が農業協定4条2の注に挙げられているものであるとパネルが認定する場合には、当該措置が通常の関税であるかどうかについて別個の認定をする必要はない(7.373)。パネルは、価格幅システム関税が可変輸入課徴金(少なくともそれに類する国境措置)

であると認定したため、当該措置は通常の関税ではなく、この点に関してこれ以上の分析を行う必要はない(7.374)。

7. 5 価格幅システム関税はGATT 2条1(b)第2文に違反するか (paras 7.375-7.432)

[7.5.4] パネルによる評価 (paras 7.402-7.432)

[7.5.4.3] 「その他の……租税又は課徴金」の定義 (paras 7.407-7.425)

既に認定したとおり、価格幅システム関税は、可変輸入課徴金(少なくともそれに類する措置)であるため、通常の関税であることはない(7.423)。価格幅システム関税は、GATT 2条2に挙げられている措置(GATT 3条2に合致して課せられる内国税に相当する課徴金、ダンピング防止税・相殺関税、提供された役務の費用に相応する手数料その他の課徴金)に該当しない(7.424)。価格幅システム関税は、通常の関税ではない国境措置であり、GATT 2条2に挙げられている措置のいずれにも該当しないため、「輸入について又は輸入に関連して課されるその他の……租税又は課徴金」である(7.425)。

[7.5.4.5] 結論 (paras 7.430-7.432)

価格幅システム関税が「その他の……租税又は課徴金」であると認定した場合に、次の問題は、そのような租税がGATT 2条1(b)第2文の要件およびGATT 2条1(b)の解釈に関する了解の要件を充たすかどうかである(7.430)。ペルーの譲許表には「その他の……租税又は課徴金」の記録がないため、価格幅システム関税を課しているペルーはGATT 2条1(b)違反である(7.432)。

7. 6 ペルーはGATT 10条1に違反しているか (paras 7.433-7.467)

パネルは、価格幅システム関税がWTO協定上のペルーの実体義務に違反していると認定しているため、当該システムの一部の要素がGATT 10条1に従って公表されているかどうかという争点については扱う必要がない(7.467)。

7. 7 ペルーがGATT 10条3(a)に違反しているか (paras 7.468-7.501)

パネルは、価格幅システム関税がWTO協定上のペルーの実体義務に違反していると認定しているため、ペルーが当該システムをGATT 10条3(a)に従って合理的に実施しているかどうかという争点については扱う必要がない(7.501)。

7. 8 関税評価協定に基づく予備的主張 (paras 7.502-7.504)

グアテマラは、パネルが価格幅システム関税を通常の関税(GATT 2条)と認定した場合の予備的主張として、同システムが関税評価協定に違反すると主張するが、パネルは、価格幅システム関税は通常の関税ではないと認定したため、関税評価協定に関する予備的主張については判断しない(7.502-7.503)。

7. 9 FTAを通して当事国はWTO協定上の権利を相互の間で修正したか (paras 7.505-7.528)

[7.9.2] 当事国の主な陳述 (paras 7.506-7.517)

[7.9.2.1] ペルー (paras 7.506-7.510)

グアテマラは、ペルーが価格幅システムを維持することを、FTAの附属書2.3第9項において合意しており、また、FTAとWTO協定の間で抵触がある場合にはFTAの規定が優越することを約束している(7.506)。多数国間

条約の2当事国は相互間で義務を修正することができる(条約法条約41条²⁾)。上級委員会も、加盟国がWTO協定上の権利を放棄したり修正したりできることを認めてきている。GATT 24条も、加盟国が地域的貿易協定を通してWTO協定上の権利を修正できることを示している。このように他の加盟国に影響を及ぼさない権利義務の修正は、WTO協定10条の多数国間改正手続とは異なる(7.508)。仮にパネルがグアテマラの主張を受け入れた場合、GATT 24条の下で署名された二国間協定を否認するためにWTOの紛争解決機関に訴え、二国間協定で実現したバランスを変更することを推奨することになる。したがって、パネルは、FTAにおける合意により、(a)グアテマラはペルーに対する手続に参加できない、あるいは、予備的に、(b)当事国はWTO協定上の権利義務を、FTAの規定と両立しない限りで修正したと判断すべきである(7.510)。

[7.9.2.2] グアテマラ (paras 7.511-7.517)

FTAは、それが発効しているか否かにかかわらず、本紛争には無関係である。ペルーは、FTAとWTO協定との間に抵触があるかどうかをパネルが検討し、FTAを通してグアテマラがWTO協定上の権利を修正したかどうかを決定することを求めているが、パネルはWTOの対象協定と関係しない紛争を扱うことはできないため、そのような検討は付託事項の範囲外である(7.511)。WTO協定上の権利義務は、WTO協定10条の手続を通してのみ修正することができ、二国間協定ではできない。また、WTO協定上の権利を放棄することもWTOの法的枠組においてのみ可能であり、自由貿易協定を通して行うことはできない(7.512)。仮に自由貿易協定によってWTO協定上の権利を放棄することができるとしても、ペルーは、グアテマラがWTOにおいて価格幅システムを争う権利をFTAで放棄したことを証明しなければならない。しかし、FTAにはそのような放棄は含まれておらず、むしろFTA 1.3条1は両当事国のWTO協定上の権利義務を確認している。また、FTA 15.3条において、両当事国はWTOの紛争解決メカニズムに訴える権利を留保している(7.513)。FTAの附属書2.3第9項は一部の製品について価格幅システムを維持する権限をペルーに与えているが、これは同システムがWTO協定に適合していることの承認ではなく、ペルーによるFTAやWTO協定上の義務の履行を免除するものでもなく、また、紛争解決了解に従って問題を提起する権利を放棄するものと解することもできない。FTAの規定は、ペルーがWTO協定上の義務を遵守する限りにおいて、一部の製品に関して価格幅システムを維持する権限を有していることを示しており、グアテマラがWTO協定上の権利を行使することを妨げるものではない(7.514)。本事件において、FTAとWTO協定との間には義務の抵触はなく、FTA上の権利の行使とWTO協定上の義務の遵守との間に抵触があるだけである。したがって、ペルーはFTAとWTO協定の両方の義務をともに遵守することができる(7.515)。GATT 24条は、自由貿易協定の脈絡において最恵国待遇義務の履行について例外を認めている。これによって、当事国間でWTO協定よりも恵まれた権利を相互に与えることは可能であるが、多数国間の法的枠組の下で両当事国に与えられ続けている権利義務を、自由貿易協定によって修正することはできない(7.516)。自由貿易協定を通じてWTO加盟国の措置を争う権利の放棄を認めることは、政治的圧力や交渉力の不均衡のために弱小国の権利を害する道を開くことになり、危険である(7.517)。

[7.9.4] パネルによる評価 (paras 7.525-7.528)

FTAにより両当事国間のWTO協定上の義務の一部が修正されたというペルーの議論は、これらの規定がグアテマラとペルーを法的に拘束していることを前提としている。そのためにはFTAが発効していなければならないが、FTA

² 条約法条約41条1 多数国間の条約の2以上の当事国は、次の場合には、条約を当該2以上の当事国の間においてのみ修正する合意を締結することができる。

- (a) このような修正を行うことができることを条約が規定している場合
- (b) 当該2以上の当事国が行おうとする修正が条約により禁止されておらずかつ次の条件を満たしている場合
 - (i) 条約に基づく他の当事国による権利の享有又は義務の履行を妨げるものでないこと。
 - (ii) 逸脱を認めれば条約全体の趣旨及び目的の効果的な実現と両立しないこととなる条約の規定に関するものでないこと。

が未発効であることには争いがない (7.526)。両当事国によって署名はされたが発効していない条約は、限られた法的効果しかもたない。FTA が発効していない限り、その関連規定は現在、法的には両当事国を拘束していない (7.527)。したがって、WTO の対象協定上の権利義務を当事国間で FTA を通じて修正することができるかどうか、あるいは、FTA と対象協定との間に抵触があるかどうか (抵触がある場合にはその結果) については、パネルは判断する必要がない (7.528)。

8 パネルの結論と勧告 (paras 8.1-8.8)

[8.1]

- a. グアテマラが本手続を不誠実に提起したという証拠は見当たらないため、グアテマラの主張を評価することを控える理由はない。
- b. 価格幅システム関税は可変輸入課徴金 (少なくとも、それに類する国境措置) である。
- c. 価格幅システム関税は最低輸入価格またはそれに類する国境措置ではない。
- d. 通常関税に転換することが求められている可変輸入課徴金 (少なくとも、それに類する国境措置) を維持することにより、ペルーは農業協定 4 条 2 に違反している。
- e. 価格幅システム関税は「輸入について又は輸入に関連して課されるその他の……租税又は課徴金」であり、ペルーが譲許表に記載せずにこの措置を実施することは、GATT 2 条 1(b) 第 2 文の義務に違反する。
- f. ペルー・グアテマラ FTA は発効していないため、当事国が FTA を通じて WTO 対象協定上の権利義務を修正できるかどうかについては、判断する必要がない。

[8.2] GATT 10 条 1、10 条 3(a)に関するグアテマラの主張については判断する必要がない。

[8.3] ペルーが関税評価協定上の義務に違反しているというグアテマラの主張は、価格幅システム関税は通常関税であるとパネルが認定した場合にのみ、予備的になされているため、扱う必要がない。

[8.4] ペルーは農業協定と GATT に違反しているため、グアテマラの利益を無効化ないし侵害している (DSU 3 条 8)。

[8.7] グアテマラは価格幅システム関税について争ったのであり、価格幅システムそれ自体を争ったわけではないことに鑑みて、パネルの勧告を実施する適切な方法は加算関税の算出の基礎となっているメカニズムの廃止であると提案することは、適当でない。したがって、この点に関するグアテマラの主張は斥ける。

[8.8] ペルーが価格幅システム関税を農業協定と GATT 上の義務に適合させるよう勧告する。

III 上訴において提起された争点 [上級委員会報告 4.1]

a. DSU 3 条 7 および 3 条 10 に関して：

- i. **グアテマラ** グアテマラが DSU 3 条 7 および 3 条 10 に違反したというペルーの陳述は、「新しい主張」であって、上訴の範囲外か。
- ii. **ペルー** グアテマラが本手続を不誠実に提起した (DSU 3 条 7、3 条 10) という証拠はなく、グアテマラの主張の評価を控える理由はないとパネルが認定したのは、誤りであったか。

b. **ペルー** 価格幅システム関税は「可変輸入課徴金」(農業協定 4 条 2 の注) であるというグアテマラの主張に関して：

- i. 当該措置の「可変性」に関するパネルの評価は誤りであったか
- ii. 当該措置の「追加的特徴」に関するパネルの評価は誤りであったか。
- iii. パネルが、農業協定 4 条 2 に関するグアテマラの主張を検討する際に、「通常関税」と「可変輸入課徴金」を適切に比較しなかったことにより、パネルは、自己に付託された問題の客観的な評価を行わず、DSU

11 条に違反したか。

- c. **ペルー** 価格幅システム関税は「その他の……租税又は課徴金」であり、GATT 2 条 1(b) 第 2 文違反であるというグアテマラの主張に関して：
- i. 農業協定 4 条 2 に関する認定に基づいて加算関税が「通常関税」(GATT 2 条 1(b) 第 1 文) ではないとパネルが認定したのは、誤りであったか。
 - ii. GATT 2 条 1(b) に関するグアテマラの主張に関連して提出された証拠を検討しなかったことにより、パネルは自己に付託された問題の客観的な評価を行わず、DSU 11 条に違反したか。
- d. 条約法条約 31 条に従った農業協定 4 条 2 と GATT 2 条 1(b) の解釈に関して：
- i. **グアテマラ** パネルが FTA 等を考慮すべきであったというペルーの陳述は、上訴の対象か。
 - ii. **ペルー** パネルが FTA を「条約の解釈……につき当事国の間で後にされた合意」(条約法条約 31 条 3(a)) として考慮しなかったのは、誤りであったか。
 - iii. **ペルー** パネルが FTA を「当事国間の関係において適用される国際法の関連規則」(条約法条約 31 条 3(c)) として考慮しなかったのは、誤りであったか。
- e. **ペルー** FTA が発効していないため、当事国が FTA を通して WTO 対象協定上の権利義務を修正することができるかどうかを検討する必要があるとパネルが認定したのは誤りであったか。
- f. **グアテマラ** 価格幅システム関税は「最低輸入価格」またはそれに類する国境措置である (農業協定 4 条 2 の注) というグアテマラの主張に関して：
- i. パネルが「最低輸入価格」を過度に狭い基準を用いて解釈したのは、誤りであったか。
 - ii. ペルーの措置は「最低輸入価格」ではないとパネルが認定したのは、誤りであったか。
 - iii. パネルが「最低輸入価格」の基準とこれに「類する」国境措置の基準とを混同して「類する国境措置」を解釈したのは、誤りであったか。
 - iv. ペルーの措置は「最低輸入価格」に類する国境措置ではないとパネルが認定したのは、誤りであったか。

IV 上級委員会報告の要旨

5. 2 DSU 3 条 7 および 3 条 10 にいう「誠実」(paras 5.5-5.28)

[5.2.1] ペルーが上訴に際して新しい主張・陳述・抗弁を提出しているか (paras 5.6-5.14)

グアテマラによれば、ペルーは DSU 3 条 7 と 3 条 10 に関する争点を管轄権の問題として提起していたのに対し、上訴においてはそれを実体問題として主張している。グアテマラによれば、ペルーの新しい主張は、パネル報告において対象とされた法的な問題やパネルが行った法的解釈 (DSU 17 条 6) ではない。したがって、グアテマラが DSU 3 条 7 と 3 条 10 に違反するというペルーの上訴における主張は、上級委員会の権限の範囲外である (5.6)

ペルーによれば、ペルーはパネルにおける争点とは異なるものを提起していない。ペルーは、グアテマラが WTO に問題を提起する権利を争っているのではなく、DSU 3 条 7 と 3 条 10 がグアテマラの主張について本案判断をするための条件を課しているということを指摘しているのである (5.7)。

上級委員会は、従来、新しい陳述が「新しい」という理由だけで審査の対象外となることはないとしてきた。しかし、新しい陳述を検討する上級委員会の権能は、DSU 17 条の下での任務によって制限される。したがって、新しい陳述が「パネル報告において対象とされた法的な問題」や「パネルが行った法的解釈」に関わらない場合には、上級委員会はそれを検討することができないと判断してきた (5.8)。

問題は、(i) 上訴におけるペルーの陳述がパネル報告において対象とされた法的な問題やパネルが行った法的解釈に関わるかどうか、また、(ii) これらの陳述が新しい事実について検討することを必要とするかどうかである

(5.9)。

パネルにおけるペルーの陳述とパネルによるその検討を、上訴におけるペルーの陳述と比較すると、グアテマラが「新しい」として争っているペルーの陳述は、パネルにおいてなされ、パネル報告で扱われたものと同じ法的な問題に関わっていることが分かる。グアテマラによる本手続の開始に対するペルーの異議申立てが手続的なものか実体的なものかにかかわらず、上訴におけるペルーの陳述は、パネルにおいてなされ、パネル報告において対象とされたものと異なる法的な問題に関わるものである。したがって、これらの陳述は新しい「主張」や新しい「抗弁」ではない(5.12)。

DSU 3条7と3条10における誠実に直接関係するペルーの陳述が、新しい事実に関わるようには思われない(5.13)。

グアテマラがDSU 3条7と3条10に違反したという、上訴におけるペルーの陳述は、パネル報告において対象とされた法的な問題やパネルが行った法的解釈に関するものである。これらの陳述は、パネルにおいてなされ、パネルによって検討されたものと同じ問題に関わっているため、「新しい主張」や「新しい抗弁」ではない。また、DSU 3条7と3条10における誠実に関するペルーの陳述は、同じ法的な問題に関わり、新しい事実の収集等を必要とするものではないため、グアテマラのデュープロセスの権利に悪影響を及ぼすものではなく、上訴において適切に提起されたものである(5.14)。

[5.2.2] パネルおよび上級委員会はDSU 3条7に基づく加盟国の判断について検討する権限を有しているか(paras 5.15-5.19)

パネルは、上級委員会の先例を引用しながら、誠実は推定されなければならない、手続の開始が有益なものかどうかに関する加盟国の判断をパネルが問題にすることは原則としてできないとした(5.15)。

これに対しペルーは、加盟国が誠実原則に反して手続を提起したかどうかを決定する権限をパネルは有しており、誠実の推定は覆され得ると主張する。他方でグアテマラは、問題の提起が有益なものかどうかについて加盟国が判断していないと結論づけることができるような状況は想定しがたく、パネルがそのようなことを行う基礎はDSUには存在しないと主張する(5.16)。

DSU 3条7第1文は「加盟国は……判断する」と定めているが、加盟国の判断はまったく無制約というわけではない。例えば、加盟国が、ある紛争における相互に合意した解決によって、当該紛争についてWTOの紛争解決に訴える権利を放棄したかどうかを確認するためには、パネルや上級委員会による、より詳しい調査が必要となる可能性がある。本紛争においてペルーは、グアテマラはFTAにおいて価格幅システムに関してWTOの紛争解決に訴える権利を放棄しており、したがって本手続の開始は不誠実であると主張している。したがって、上級委員会は、グアテマラが誠実義務に従っているかどうかを評価する際に、グアテマラがWTOの紛争解決メカニズムにおいて価格幅システムを争う権利を放棄しているかどうかという問題を扱う(5.19)。

[5.2.3] グアテマラがDSU 3条7および3条10にいう「誠実」に反して本手続を提起したことの証拠はないというパネルの認定は誤りであったか(paras 5.20-5.28)

ペルーは、パネルがその分析を、グアテマラが「価格幅システムに関して問題を提起する権利を明示的に放棄したか、あるいは、当該措置のWTO協定適合性を承認した」状況に限定したのは、DSU 3条7および3条10の正しい解釈ではないと主張する。ペルーによれば、WTO協定上の権利は、当事国がその権利の放棄を意図していることがFTAの文言から明らかである限りにおいて、明示的に、あるいは必然的な含意により、放棄(あるいは修正)することができる。ペルーは、ILC国家責任条文20条・45条³も、そのような解釈を支持するものであると主張する。

³ ILC 国家責任条文 (翻訳は岩沢雄司編集代表『国際条約集 2017年版』に拠る。)

ペルーによれば、ペルーは価格幅システムを維持することができるので FTA においてグアテマラが合意した時点で、グアテマラはその権利を明示的に放棄したのであり、そうでなくても、価格幅システムの WTO 適合性について両国の意見が一致していなかった中で合意した FTA において、ペルーは同システムを維持することができ、FTA と WTO 協定が抵触する場合には FTA が優越するとされており、グアテマラは必然的な含意によりその権利を放棄した (5.21)。

これに対しグアテマラは、権利の放棄は明示的にも必然的な含意によってもなされ得ることをパネルは考慮に入れており、ペルーは、FTA は放棄を含んでいないと結論づける際のパネルによる証拠の評価に反対しているにすぎないと主張する。また、グアテマラによれば、放棄が明示的にも必然的な含意によってもなされ得ることに争いが無い以上、有効な同意と放棄に関する ILC 条文は、ペルーの主張に何のプラスにもならない (5.22)。

先例 (EC-Bananas III (Article 21.5-Ecuador II / Article 21.5-US)) に照らして、上級委員会は、相互に合意した解決に含まれる放棄以外の形で WTO の紛争解決手続を開始する権利を放棄する可能性を排除はしないが、そのような放棄は明確になされなければならない。いずれにせよ、加盟国が誠実義務を遵守しているかどうかは、DSU の規則・手続との関係ないし脈絡においてとられた行動に基づいて確認すべきである。したがって、「当事国にとって相互に受け入れることが可能 [な] 解決」(DSU 3条7)を通じて、WTO の紛争解決に訴える権利の放棄を当事国が明確に規定したかどうかについて検討する (5.25)。

FTA (特に附属書 2.3 第9項) が当事国にとって相互に受け入れることが可能な解決であるようには思われない。両国は、本紛争の開始前から FTA 交渉を行っていたことを別としても、DSU は、紛争当事国にとって相互に受け入れることが可能な解決は「対象協定に適合する」ものでなければならないと強調している。後述のとおり、価格幅システム関税は農業協定 4 条 2 および GATT 2 条 1(b) に違反する。また、FTA の解釈について当事国は対立する陳述をしており、価格幅システムが WTO 協定違反と認定された場合でもペルーがそれを維持することを FTA が認めているのかどうか曖昧であるように思われる (5.26)。

また、ペルーは、グアテマラは価格幅システムについて WTO に訴えることを手続的に妨げられないと認めている。その上、FTA 15.3 条は、FTA に加えて WTO 協定等の下で紛争が生じた場合に、申立国はその紛争を解決するフォーラムを選ぶことができると定めており、FTA の観点から見ても、FTA の当事国は WTO の対象協定上の請求を WTO の紛争解決システムに提起する権利を有している (5.27)。

DSU との関係ないし脈絡において、WTO の紛争解決システムに訴えるグアテマラの権利を放棄する明確な規定は存在しない。この認定は、両当事国によって批准されているわけではないという FTA の地位とは関係がない (5.28)。グアテマラは WTO の紛争解決手続に訴える権利を明確には放棄していないという結論に鑑みれば、ILC 国家責任条文に関するペルーの陳述を取り上げる理由はない。また、価格幅システムが WTO 協定違反と認定された場合でもペルーがそれを維持することを FTA が認めているかどうか曖昧であることに照らせば、グアテマラによる条約法条約 18 条違反に関するペルーの陳述についても検討の必要はない。ペルーは、FTA の趣旨・目的について詳しい説明をしておらず、また、どのような意味で価格幅システムの維持が FTA の趣旨・目的を成しているのかも示していない (5.28, fn 109)。したがって、価格幅システムの WTO 協定適合性を争ってグアテマラが本手続を開始したことは、誠実義務違反とはみなされず、「グアテマラが本手続を不誠実に提起したという証拠は見当たらない」というパネルの認定 (パネル報告 7.96, 8.1.a) を支持する (5.28)。

20 条 国が他国による特定の行為の遂行に対して与えた有効な同意は、その行為が当該同意の範囲内にとどまる限り、当該国との関係で当該行為の違法性を阻却する。

45 条 国の責任は、次の場合には追及することができない。

(a) 被害国による請求の放棄が有効とされる場合

(b) 被害国の行為により、被害国が請求の失効を黙認したとみなされる場合

5. 3 ペルーの上訴：農業協定4条2およびGATT 2条1(b) (paras 5.29-5.121)

[5.3.1] 農業協定4条2の「可変輸入課徴金」(paras 5.30-5.68)

パネルは、価格幅システム関税は可変輸入課徴金（少なくとも、それに類する国境措置）であり、それを維持することにより、ペルーは農業協定4条2に違反していると認定した。ペルーは、3つの点で、この認定の誤りを主張している。第1に、パネルは、問題となっている措置の「可変性」の評価を誤った。第2に、パネルは、問題となっている措置の「追加的特徴」の評価を誤った。第3に、パネルは、問題となっている措置を「通常の関税」および「可変輸入課徴金」と適切に比較しておらず、DSU 11条に違反している。したがって、ペルーは、上級委員会がパネルのこの認定を取り消すように求めている（5.30）。

[5.3.1.3] パネルは問題となっている措置の「可変性」の評価を誤ったというペルーの主張 (paras 5.43-5.52)

ペルーは、パネルによる「可変性」の分析は、価格幅システム関税と、参照価格や課される可能性のある関税の算出方法とを混同していると主張する。これに対しグアテマラは、加算関税とその算出方法を区別するのはパネルの付託事項に反すると主張する。上級委員会は、パネルで問題とされた措置には価格幅システム関税とその算出方法が含まれていると考える。その上、「本質的な可変性」については、措置の全体構造や、変化の自動性・継続性の程度に基づいて評価しなければならない。したがって、上級委員会は、価格幅システム関税が「可変輸入課徴金」であるかどうかを決定する際に、パネルはその算出方法を検討する必要があったと考える（5.43）。

ペルーは、また、価格幅システム関税は必ずしも計算の結果として変わるわけではなく、定期的に変わるものでもないと主張する。グアテマラによれば、ある期間において価格幅システムが可変的な加算関税にならなかったという事実は、実際にそれが課された期間における価格幅システムやそれに基づく関税の検討にとって関連性をもたない（5.44）。

そもそもペルーは、ペルーのシステムにおいて本質的・自動的であるのは、PRS 上限価格・PRS 下限価格・参照価格の算出方法であることを認めている。価格幅システムの算出方法は、価格幅システム関税を算出するために必要な要素であり、「本質的に可変的な」システムに基づいて算出される関税は、「本質的に可変的」である（5.45）。

その上、パネルによる可変性の認定は、価格幅システム関税の変化の頻度に基づいているわけではない。むしろ、パネルの認定の基礎にあったのは、価格幅システムが、課される関税の自動的・継続的な変更をもたらす算出方法を含んでいるという事実である。また、パネルは、変化がなかった期間があるからといって、価格幅システムが関税の可変性をもたらすものではないということを意味するわけではないと明確に述べている。これまで上級委員会は、変化の頻度は当該措置が可変的であるかどうかの決定にとって関連性をもち得るが、ある措置が可変的であるとみなされるために特定の変化の頻度が求められるわけではないと指摘してきた。取引ごとに関税が変わるということは、可変性の必要条件ではない（5.46）。

ペルーは、パネルが価格幅システムの可変性を通常の関税も時々変化することと同じものと見ることはできないとしたことにも異議を唱える。ペルーは、価格幅システム関税の変化も通常の関税の変化も恒常的・自動的ではないと主張する。これに対してグアテマラは、ペルーの提出した証拠によれば、価格幅システム関税の変化は、通常の関税の変化よりもかなり大きいと主張する（5.47）。

上級委員会の見解では、課徴金が可変的であることは、それを「可変輸入課徴金」と性格づけるために十分ではない。通常の関税にもこの説明が当てはまり得るからである。むしろ、「可変輸入課徴金」が「通常の関税」と区別されるのは、課徴金の自動的・継続的な変化をもたらす算出方法が存在するからである。したがって、パネルが価格幅システムの可変性を通常の関税の可変性と同じものと見ることはできないとしたのは、正しい（5.48）。

また、ペルーは、パネルが「可変輸入課徴金」の認定をする際に「本質的な可変性」に過度に依拠したと主張するが、そのような主張を支えるものをパネル報告に見出すことはできない。したがって、パネルはこの点で誤ったというペルーの主張には同意できない (5. 49)。

パネルは問題となっている措置の「可変性」の評価を誤ったということ、ペルーは証明していない (5. 52)。

[5. 3. 1. 4] パネルは問題となっている措置の「追加的特徴」の評価を誤ったというペルーの主張 (paras 5. 53-5. 61)

ペルーは、価格幅システム関税が「可変輸入課徴金」であると認定する際の「追加的特徴」の評価をパネルは誤ったと主張する (5. 53)。

ペルーは第1に、関税を予め認識する可能性と透明性・予測可能性とをパネルは混同していると主張する。これに対しグアテマラは、通常関税の税率も変更されるけれども、税率は固定されており、変更されるまでは予測可能であると指摘する。価格幅システムの構造や設計、運用一とりわけ、課される可能性がある加算関税が2週間ごとに計算され直すことに鑑みれば、価格幅システムが、通常関税と比べて加算関税額に関する透明性・予測可能性に欠けるというパネルの説明は誤りではない (5. 54)。

また、ペルーは、当該措置に可変性があるとすれば、それは世界の市場価格の変化によるものであると主張する。そのような変化が透明性・予測可能性の欠如の追加的要素となり得るとした点で、パネルは透明性・予測可能性の欠如に関する判断を誤ったとペルーは主張する。これに対しグアテマラは、ペルーは国際価格に基づいて通常関税を調整することはできるが、国際価格に基づいて自動的に輸入課徴金の額が決まるような制度を設けることはできないと主張する。パネルは、将来の国際価格の予測が困難であるために、価格幅システム関税は通常関税と比べて透明性・予測可能性に欠けているとしており、パネルが価格幅システムの透明性・予測可能性の欠如を「本質的な可変性」と連動させているというペルーの陳述には、上級委員会は同意しない (5. 55)。

ペルーは、問題となっている措置がペルーの市場への国際価格の波及を歪曲するかどうかについてのパネルの評価に関しては、パネルは理論的な分析にのみ依拠しており、実証的な評価を行っておらず、その認定の合理的な根拠を示していないと主張する。これに対しグアテマラは、パネルの分析には何も理論的なところはなく、パネルはペルーが提出した証拠を無視したのではなく、単にそれに説得されなかつただけであると主張する。上級委員会は、パネルが分析する際に、主に当該措置の実際上の効果に関する数値的データに焦点を当てることが求められているわけではないことを指摘する。当該措置の効果に関する証拠に与えられるべき重みや意義は、それぞれのケースの状況による (5. 56)。

また、ペルーは、パネルの分析は、問題となっている措置は最低輸入価格ではないというパネルの認定と矛盾していると主張する。これに対してグアテマラは、ある措置は、それが最低輸入価格であるかどうかにかかわらず、国際価格の波及を歪曲したりすることがあり得ると主張する。ペルーの主張は、問題となっている措置が「可変輸入課徴金であるかどうかについてのパネルの検討と、それが「最低輸入価格」であるかどうかについてのパネルの検討とを連動させようとするものである。しかし、ある措置が「可変輸入課徴金」であるかどうかと、それが「最低輸入価格」であるかどうかは、相互に関連性はあるとしても、別の問題である。したがって、パネルによる「可変輸入課徴金」の分析と「最低輸入価格」の分析との間に一貫性が欠如しているとは、上級委員会は考えない (5. 57)。

また、ペルーは、価格幅システムが4製品のみを対象としており、すべての製品について国際価格が国内市場へ波及することを防ぐことはできないということ、パネルは見落としていると主張する。 (5. 58)。

最後にペルーは、チリの価格帯システムと比較して、価格幅システムは国際価格と国内価格が密接に関連することになっていると主張する。グアテマラは、ペルーが指摘する価格幅システムとチリの価格帯システムとの違

いは不正確であり、いずれにせよ関連性をもたないと主張する。価格幅システムがチリの措置よりも歪曲的ではないということは、価格幅システムがペルーの国内市場への国際価格の波及を歪めないということを証明するのに不十分である。パネルは、通常の間税と比較して、価格幅システムの効果が国内市場への国際価格の波及を歪めると結論づける際に、価格幅システムの諸要素を詳しく検討している。また、パネルが認定したように、同システムの鍵となる要素として、PRS 下限価格は6 か月ごとに最新のものに改定したものをを用い、参照価格は2 週間ごとに最新のものに改定したものをを用いるということを指摘することができるが、これは、国際価格の変動を中和することを意図したものであり、実際に、ある程度そのようになっている (5. 59)。

全体として、上級委員会は、「可変輸入課徴金」とは、「本質上、可變的」と性格づけられる輸入課徴金を指していると考える。「可変輸入課徴金」は、いくつかの「追加的特徴」によっても性格づけられるが、追加的特徴は、「本質的な可變性」を確認するために用いられるのであって、ある措置が「可変輸入課徴金」とみなされるために備えていなければならない独立の絶対的な特徴ではない。ペルーの上訴は、「可変輸入課徴金」であるかどうかの分析の脈絡において、透明性・予測可能性の欠如に関する評価や、国内市場への国際価格の波及の歪曲に関する評価を、過度に重視している (5. 60)。

ペルーは、価格幅システム間税が「可変輸入課徴金」(少なくとも、それに類する国境措置) であると認定する際の「追加的特徴」の評価をパネルが誤ったことを、証明していない (5. 61)。

[5. 3. 1. 5] パネルはDSU 11 条に違反したというペルーの主張 (paras 5. 62-5. 68)

ペルーは、パネルが農業協定4 条2 の下でのグアテマラの主張を検討する際に、問題となっている措置を「通常の間税」や「可変輸入課徴金」と適切に比較しなかったことにより、DSU 11 条に違反したと主張する (5. 62)。

これまで上級委員会は、パネルに求められているのは「提出された証拠のすべてを検討し、その信頼度を評価し、その重みを決定し、事実認定が証拠に基礎づけられることを確保する」ことであると述べてきた。この要求が充たされる限りにおいて、認定を行う際にどの証拠を用いるかを決めるのは、一般にパネルの裁量である。パネルが「自己に付託された問題の客観的な評価」を行わなかったという主張は、非常に重い主張であり、上訴国はDSU 11 条の主張を名目としてパネルにおける陳述を繰り返すことはできず、付託された問題の評価の客観性を損なうほどの非常に重要な誤りを指摘しなければならない (5. 66)。

ペルーが争っている点は、パネルによる証拠の評価や、パネルに付託された問題の評価の客観性に関わるものではなく、むしろ、パネルが適用した法的基準に関わるものである。ペルーは、DSU 11 条の脈絡において、パネルの評価の追加的な検討を求める基礎を説明していない (5. 67)。

農業協定4 条2 の下でのグアテマラの主張を検討する際に、パネルはDSU 11 条に違反していない (5. 68)。

[5. 3. 2] GATT 2 条1 (b) および農業協定4 条2 (paras 5. 69-5. 80)

ペルーは、2 つの点で、価格幅システム間税がGATT 2 条1 (b) に違反するかどうかに関するパネルの分析の誤りを主張している。第1 に、ペルーは、価格幅システム間税が「通常の間税」ではないというパネルの認定が誤りであると主張する。第2 に、ペルーは、提出された証拠を検討しなかったため、パネルはDSU 11 条に違反したと主張する。ペルーは、価格幅システム間税が「輸入について又は輸入に関連して課せられるその他の……租税又は課徴金」であるというパネルの認定を上級委員会が取り消し、法的な検討を補完し、ペルーがGATT 2 条1 (b) の義務に従っていると認定することを求めている (5. 69)。

[5. 3. 2. 1] 問題となっている措置は「通常の間税」(GATT 2 条1 (b)) ではないというパネルの認定は誤りであるというペルーの主張 (paras 5. 70-5. 76)

価格幅システム間税は農業協定4 条2 の注に列挙されているものに含まれ、「可変輸入課徴金」が「通常の間

税」であるということはありませんというパネルの認定に鑑みて、上級委員会は、パネルが価格幅システム関税は「通常の関税」ではないと認定したのは正しかったと考える (5. 74)。問題となっている措置は「通常の関税」ではないというパネルの認定が誤っていることを、ペルーは証明していない (5. 75)。

[5. 3. 2. 2] パネルはDSU 11 条に違反したというペルーの主張 (paras 5. 77-5. 80)

パネルは、GATT 2 条 1(b) の下でのグアテマラの主張を検討する際に、DSU 11 条に違反していない。上級委員会は、問題となっている措置は「通常の関税」ではないというパネルの認定は誤っておらず、またパネルはDSU 11 条に違反していないと認定する。したがって、上級委員会は法的な検討の補完については扱う必要がない (5. 80)。

[5. 3. 3] WTO 協定と FTA の規定との関係 (paras 5. 81-5. 119)

[5. 3. 3. 1] 新しい陳述 (paras 5. 81-5. 90)

グアテマラは、パネルは条約法条約 31 条 3 を考慮に入れなかったため農業協定 4 条 2 と GATT 2 条 1(b) の解釈を誤ったというペルーの陳述は、パネルにおいて提起されていないため、上訴の範囲には含まれないと主張する。グアテマラによれば、これらの陳述は、上級委員会に新しい事実を検討し、パネル報告において対象とされた法的な問題でもパネルが行った法的解釈でもない問題を扱うことを求めるものであり、上訴の範囲外とすることをグアテマラは求めている。グアテマラは、上級委員会が条約法条約 31 条 3(a) (c) を検討することはDSU 17 条 6 違反であると主張する (5. 81)。

これに対しペルーは、先例によれば、WTO 加盟国は、上級委員会が新しい事実を検討する必要がある限りにおいて、上訴において新しい陳述を提起する権利を有していると主張する (5. 82)。

これまで上級委員会は、原則として新しい陳述が上訴の範囲から除外されることはないが、新しい陳述を検討する上級委員会の権限にはDSU 17 条 6 の制約があるとしてきた。とりわけ、上級委員会は、新しい陳述が新しい事実の収集等を必要とするものではなく、パネル報告において対象とされた法的な問題あるいはパネルが行った法的解釈に関わる場合には、新しい陳述を検討することができるかと判断してきた。ただし、そのような検討によって、当事国のデュープロセスの権利を害してはならない (5. 83)。

上訴におけるペルーの陳述は、条約法条約 31 条 3(a) (c) の下での農業協定 4 条 2 と GATT 2 条 1(b) の解釈に焦点を当てているものの、ペルーは同時に、FTA を通した WTO 協定の規定の修正に関するパネルの認定を取り消すことを上級委員会に求めている (5. 84)。

パネルにおいてペルーは、条約法条約 31 条 3(a) (c) に基づく農業協定 4 条 2 や GATT 2 条 1(b) の解釈に関する陳述を提起はしていないが、これらの規定の解釈に関する陳述は提起している。上訴におけるペルーの陳述は、新しいものではあるが、パネルにおいて提起され、パネル報告において対象とされた WTO 協定の規定の解釈問題として提起されている。したがって、上訴におけるペルーの新しい陳述は、「パネル報告において対象とされた法的な問題」あるいは「パネルが行った法的解釈」に関するものと言える。条約法条約 31 条 3 に基づく FTA や ILC 条文 20 条・45 条に関する陳述はパネルにおいて提起されていないが、これらは、パネル報告において対象とされた法的な問題や法的解釈に関わる限りにおいて、かつ、グアテマラのデュープロセスの権利を害さない限りにおいて、上訴で扱うことができる。また、加盟国が WTO 協定上の義務を遵守しているかどうかを決定するために FTA の規定を検討することは、法的な性格づけの問題を含んでおり、DSU 17 条 6 の下での上級委員会による検討の対象となる (5. 86)。

もし上訴におけるペルーの新しい陳述のために新しい事実を検討しなければならないのであれば、その限りにおいて、そのような新しい陳述を上級委員会が扱うことはできない。しかし、ペルーの陳述が、価格幅システム

が農業協定4条2やGATT 2条1(b)に適合しているかどうかを決定するために、FTAの規定や ILC 条文20条・45条を検討することを求める限りにおいては、上級委員会が新しい事実を検討しなければならないとは考えない(5.87)。

上訴におけるペルーの陳述は新しいものではあるが、「パネル報告において対象とされた法的な問題」あるいは「パネルが行った法的解釈」に関わるものである。したがって、これらの陳述を検討するには新しい事実を検討することが求められるということがない限りにおいて、グアテマラのデュープロセスの権利を害するものではなく、適切に上訴において提起されていると考える(5.88)。

[5.3.3.2] 条約法条約31条に基づくペルーの陳述 (paras 5.91-5.117)

ペルーは、農業協定4条2の「維持し……てはならない」を、パネルは、ペルーが価格幅システムを維持することを認めるFTAの規定に照らして解釈すべきであったと主張する。また、ペルーは、グアテマラによるFTAの承認・批准は、ペルーによる同システムの維持に関する違法性阻却事由としての「同意」(ILC 条文20条)あるいは ILC 条文45条(a)の「放棄」にあたりと主張する。ペルーは、GATT 2条1(b)についても同様の主張をしている(5.91)。

これに対しグアテマラは、ペルーは条約の解釈に関する条約法条約31条を誤用しており、ペルーは単に農業協定4条2をFTAや ILC 条文に照らして解釈することを求めているのではなく、農業協定4条2を修正し、FTAの規定と ILC 条文を適用することを求めていると主張する。グアテマラによれば、条約を解釈する者は、当然、解釈される条約の文言に制約されるが、ペルーが上級委員会に求めているのは、WTO法を修正し、文言を離れてそれを適用することである(5.92)。

条約法条約31条に従った解釈において、「文脈とともに」考慮される要素をどのように用いれば、「維持し……てはならない」という文言を、FTAの規定に基づいて「維持することができる」という意味に解すべきであるという結論に達することができるのか、上級委員会には分からない(5.94)。

また、ペルーは、価格幅システムを認める農業協定4条2・GATT 2条1(b)の解釈を、専らペルーとグアテマラの間における関係においてのみ主張しているということ、口頭弁論において明らかにしている。上級委員会の理解では、WTOの対象協定のような多数国間条約の場合、解釈の一般規則(条約法条約31条)の目的は、当該条約の一部の当事国(some of the parties)の意図ではなく、全当事国の共通の意図(the common intention of the parties to the treaty)を反映した通常の意味を確立することである。条約の解釈は、実際には紛争当事国(the parties to a dispute)に適用されるとしても、解釈される条約の全当事国の共通の意図(the common intention of the parties to the treaty being interpreted)を確立することに貢献するものでなければならない(5.95)。

したがって、上訴においてペルーはパネルが農業協定4条2とGATT 2条1(b)の解釈を誤ったと主張しているが、上級委員会の見解では、これらの陳述はDSU 3.2条および条約法条約31条で想定されている解釈の範囲を超えるものである。これらの陳述は、ペルーがパネルにおいて、FTAを通じてペルーとグアテマラは両国の間においてWTO協定の関連規定を修正したと主張していたのと、本質的に同じものである。このことは、ペルーが、農業協定4条2とGATT 2条1(b)はFTAを考慮に入れて解釈すべきであるという陳述を締め括るにあたって、FTAを通じたWTO協定の規定の修正に関するパネルの認定を取り消すように上級委員会に求めているということからも確認される(5.96)。

ペルーの陳述は、実際にはペルーとグアテマラの間における農業協定4条2とGATT 2条1(b)の修正に関する陳述であり、条約法条約31条の下でのこれらの規定の解釈ではない。上級委員会は次に、条約法条約31条3(a)(c)に基づくペルーのその他の陳述について検討する(5.97)。

ペルーは、FTAと ILC 条文20条・45条が「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」(条約法

条約31条3(c))であり、また、FTAは「当事国の間で後にされた合意」(同31条3(a))であると主張する。これについて上級委員会は、FTAとILC条文20条・45条が、農業協定4条2とGATT2条1(b)の解釈において「文脈とともに」考慮されることのできる文書であるかどうかという問題に取り組む必要がある(5.98)。

国際法の規則が「関連」規則(条約法条約31条3(c))であるためには、解釈される条約の文言と同じ主題に関するものでなければならない(5.101)。

FTAの附属書2.3第9項は、「ペルーはその価格幅システムを維持することができる」と定めている。ILC条文20条は、違法性阻却事由としての国の同意の有効性に関わるものであり、同45条(a)は、被害国が有効に請求権を放棄した場合の責任追及権の喪失に関わるものである(5.102)。

本紛争において問題となっている農業協定4条2およびGATT2条1(b)の解釈問題は、ペルーが価格幅システムを「維持することができる」かどうか、あるいは、グアテマラが同システムの維持に同意したり、それを争う権利を放棄したりしているかどうかではない。むしろ、ペルーが価格幅システムを維持することができるかどうかを決定するために、パネルは、農業協定4条2および注の意味を解釈し、価格幅システム関税が「可変輸入課徴金」等であるかどうかを認定しなければならなかった。GATT2条1(b)に関しては、パネルは、価格幅システム関税が「その他の……租税又は課徴金」あるいは「通常の関税」であるかどうかを決定しなければならなかった。この点について、FTAの附属書2.3第9項やILC条文20条・45条は、「関連」する解釈の参考にはならない。したがって、FTAおよびILC条文20条・45条は、農業協定4条2・GATT2条1(b)と同じ主題に関する規則とみなすことはできない(5.103)。

したがって、上級委員会は、FTAとILC条文20条・45条が「当事国間の関係において適用される国際法の……規則」であるかどうか、あるいは、FTAが「合意」であるかどうかについて問うまでもなく、FTAとILC条文20条・45条は国際法の「関連」規則であり、FTAは農業協定4条2・GATT2条1(b)の「解釈……につき」後にされた合意であるというペルーの議論に同意しない(5.104)。

FTAとILC条文20条・45条が「当事国間の関係において適用される国際法の……規則」であるかどうか等の問題については、上級委員会は扱う必要がない(5.105)。

しかしながら、上級委員会は、ペルーがFTAを批准していないことに留意する。その意味で、ペルーがFTAの「当事国」と言えるかどうか明らかではない。また、上級委員会は、ペルーとグアテマラの二国間関係においてペルーが価格幅システムを維持することを認めるものと解釈されるというFTAの規定が、WTO加盟国の共通の意図を確立するものとして用いることができるかどうかについて、留保する。そのようなアプローチを採るとすれば、WTO協定の規定の解釈が、どの加盟国に適用されるかによって、また、FTA上の権利義務によって、異なり得るということになる(5.106)。

ペルーの陳述は、DSU3.2条と条約法条約31条に従った農業協定4条2とGATT2条1(b)の解釈を超え、FTAを通じてペルーとグアテマラが両国間でWTO協定の規定を修正したという陳述に等しい(5.107)。

また、ペルーの陳述は、仮に価格幅システム関税がWTO協定違反であったとしてもFTAはその維持を認めているということを前提としている。しかし、上級委員会は、価格幅システム関税が農業協定4条2とGATT2条1(b)に違反するというパネルの認定を支持している。また、価格幅システムがWTO協定に違反する場合に、ペルーがそれを維持することをFTAの規定が認めているのかどうかについて、両当事国の見解は一致していない(5.108)。

FTA1.3条1において、両当事国はWTO協定上の権利義務を確認する一方、同条2は、FTAとWTOの対象協定が抵触する場合にFTAの規定が優越すると定めている。これらに照らせば、ペルーは価格幅システムを維持ことができると定める附属書2.3第9項が、価格幅システムがWTO協定に違反する場合でもペルーがそれを維持することを認めるものと必ず解釈されるべきであるのかどうか、明らかではない(5.109)。

FTAに照らして農業協定4条2とGATT2条1(b)の義務を修正・解釈するということは、FTAの規定がWTO協

定違反の価格幅システムの維持を認めているということを前提としている。しかしながら、そもそも FTA が、価格幅システムが WTO 協定に違反する場合でもペルーがそれを維持することを認めているのかどうか曖昧な状況において、両当事国が FTA を通じて両国の間で農業協定 4 条 2・GATT 2 条 1(b) を修正することに合意したとは考えられない (5. 110)。

仮に FTA が WTO 協定違反の価格幅システムの維持を認めているとしても、FTA の当事国間でのそのような修正が条約法条約 41 条 (多数国間の条約を一部の当事国の間においてのみ修正する合意) の対象になるようには思われない (5. 111)。

WTO 協定は、改正や免除、地域的貿易協定の例外に関する特別規定を含んでおり、それらは条約法条約の一般規定よりも優越する。これは、FTA における一部の WTO 協定の規定からの逸脱を認めるに際して、GATT 24 条が、FTA 当事国において非当事国の貿易に適用される関税その他の通商規則が、FTA 締結前に適用されていたものより高度なものあるいは制限的なものであってはならないという条件を課していることに鑑みれば、FTA の場合について特に当てはまる (5. 112)。

WTO 協定の規則から逸脱する FTA の規定が WTO の対象協定と適合的かどうかを評価する際の適切な出発点は、地域的貿易協定の締結を認める WTO 協定の規定 (モノの貿易に関しては GATT 24 条および授權条項、サービス貿易に関しては GATS 5 条) である (5. 113)。

上級委員会は、次の 2 つの条件をともに満たす限りにおいて、GATT 24 条が他の GATT の規定の一部に反する措置を正当化し得るとした (Turkey-Textiles)。すなわち、これによる利益を主張する当事国は、問題となっている措置が関税同盟・自由貿易地域の設定の時に採用されたものであること、また、当該措置の採用が認められなければ関税同盟・自由貿易地域の設定が妨げられることを証明しなければならない (5. 115)。

上級委員会は、そのように述べる際に、関税同盟・自由貿易地域の目的は当事国間の「貿易を容易にすること」にあり、第三国との「貿易に対する障害を引き上げることにはない」と定める GATT 24 条 4 にも依拠している。また、この規定は、当事国間の経済の「一層密接な統合」を進展させることにも言及している。貿易を容易にすることや一層密接な統合への言及は、GATT 24 条は、WTO の対象協定上の加盟国の権利義務を引き下げる FTA の措置を広く正当化するものであるという解釈と整合しない (5. 116)。

本件において、ペルーは価格幅システムが農業協定 4 条 2・GATT 2 条 1(b) と適合しないことを正当化するために GATT 24 条を援用しているわけではなく、また、FTA は発効していない。口頭弁論において両当事国は、未発効の協定が GATT 24 条の利益を得ることができない点では合意している。その上、WTO 協定に違反する価格幅システムをペルーが維持することを FTA が認めているかどうか明らかではない。したがって、価格幅システムが GATT 24 条の要件に合致しているかどうかについて検討する必要がない (5. 117)。

[5. 3. 3. 3] 結論 (paras 5. 118-5. 119)

条約法条約の下で FTA および ILC 条文 20 条・45 条を考慮しなかった点で、パネルは農業協定 4 条 2 と GATT 2 条 1(b) の解釈を誤ったというペルーの陳述は、DSU 3. 2 条および条約法条約 31 条に従った農業協定 4 条 2 と GATT 2 条 1(b) の解釈の範囲を超えるものであり、FTA を通じてペルーとグアテマラは両国の間においてこれらの規定を修正したという主張と同じである。また、FTA および ILC 条文 20 条・45 条は農業協定 4 条 2 と GATT 2 条 1(b) の解釈に「関連」せず、FTA はこれらの規定の「解釈に関する」後にされた合意ではない。したがって、パネルが、条約法条約 31 条 3 に従って FTA と ILC 条文 20 条・45 条を考慮して農業協定 4 条 2 と GATT 2 条 1(b) を解釈しなかったのは、誤りではない (5. 118)。

また、FTA を通じて WTO の対象協定上の権利義務を当事国間で修正することができるかどうかについては、FTA が発効していないためパネルは判断する必要がないというパネルの認定を上級委員会が取り消すことをペルー

は求めているが、上訴においてペルーは、未発効の協定はWTOの対象協定上の権利義務を修正できないというパネルの認定を争っていない。従って、FTAが発効していないためFTAがWTO協定上の権利義務を両当事国間で修正したかどうかについてパネルが認定しなかったのは、誤りではない(5.119)。

[5.3.4] 全体的結論 (paras 5.120-5.121)

価格幅システム関税が「可変輸入課徴金」であるというパネルの認定が誤りであることを、ペルーは証明していない。したがって、価格幅システム関税は「可変輸入課徴金」であるというパネルの認定(パネル報告8.1.b)、および、そのような可変輸入課徴金を維持することによってペルーは農業協定4条2に違反したというパネルの認定(パネル報告8.1.d)を支持する(5.120)。

問題となっている措置は「通常の関税」ではないというパネルの認定が誤りであることを、ペルーは証明していない。したがって、価格幅システム関税は「輸入について又は輸入に関連して課せられるその他の……租税又は課徴金」であり、そのような措置を譲許表に記載せずに実施することによってペルーはGATT 2条1(b)に違反したというパネルの認定(パネル報告8.1.e)を支持する(5.121)。

5. 4 グアテマラの上訴：農業協定4条2の「最低輸入価格」(paras 5.122-5.165)

グアテマラは、問題となっている措置は「最低輸入価格」(あるいは、それに類する国境措置)ではないというパネルの認定を取り消すことを上級委員会に求めている。また、グアテマラは、上級委員会が法的な検討を補完し、問題となっている措置が「最低輸入価格」(少なくとも、それに類する国境措置)であると認定することを求めている(5.122)。

[5.4.2] パネルは「最低輸入価格」の解釈・適用を誤ったというグアテマラの主張 (paras 5.128-5.142)

[5.4.2.1] 「最低輸入価格」の解釈 (paras 5.128-5.135)

グアテマラは、パネルが過度に狭い法的基準を採用し、輸入製品の取引価格に基づいて関税が課され、すべての輸入製品が一定価格よりも低い価格で入ってこないことを求めることによって、「最低輸入価格」の解釈を誤ったと主張する(5.128)。

グアテマラの主張とは異なり、パネルは「最低輸入価格」について、必ず輸入製品の取引価格を基礎とする措置でなければならないことを意味するものと解釈したわけではない。また、上級委員会は、問題となっている措置を検討する際にパネルがそのような基準を採用したとは考えない。パネルは、価格幅システム関税は取引価格ではなく参照価格を基礎としているために「最低輸入価格」ではあり得ないとは認定していない。むしろパネルは、一部の製品がPRS下限価格よりも低い価格でペルーの市場に入っていることを示す統計上の証拠に留意している。また、パネルは、価格幅システム関税が、通常の関税の場合とは異なり、一定以下の価格で製品が入ってくることを直接的に妨げているということを示す証拠はないことにも留意している(5.132)。

パネルが過度に狭い法的基準を採用し、輸入製品の取引価格に基づいて関税が課され、すべての輸入製品が一定価格よりも低い価格で入ってこないことを求めることによって、「最低輸入価格」の解釈を誤ったことを、グアテマラは証明していない(5.135)。

[5.4.2.2] 「最低輸入価格」の適用 (paras 5.136-5.142)

グアテマラは、暗黙ないし事実上の基準が存在するにもかかわらず、ペルーの措置が「最低輸入価格」ではないとパネルが認定したのは誤りであると主張する(5.136)。

パネルは、グアテマラが指摘する明示的あるいは暗黙の基準を十分に検討していない。とりわけパネルは、グアテマラの指摘する暗黙の基準が、どの程度、価格幅システムの設計・構造の一部を成していると言えるかにつ

いて、適切な検討を行っていない (5. 141)。

パネルは、グアテマラの主張を扱う際に、問題となっている措置の設計・構造・運用を適切に検討しなかったため、当該措置が「最低輸入価格」であるかどうかの分析を誤った。したがって、価格システム関税は「最低輸入価格」ではないというパネルの認定 (パネル報告 7. 371, 8. 1. c) を取り消す (5. 142)。

[5. 4. 3] パネルは「類する国境措置」の解釈・適用を誤ったというグアテマラの主張 (paras 5. 143-5. 155)

[5. 4. 3. 1] 「類する国境措置」の解釈 (paras 5. 143-5. 148)

グアテマラは、パネルは「最低輸入価格」の法的基準とそれに「類する」国境措置の法的基準を混同することにより、「最低輸入価格」の解釈を誤ったと主張する (5. 143)。

上級委員会の見解では、パネルは、最低輸入価格に「類する国境措置」は、「最低輸入価格」とすべての属性を共有していなければならないとは認定していない (5. 147)。

「最低輸入価格」の法的基準とそれに「類する」国境措置の法的基準を混同することにより、パネルは「最低輸入価格」の解釈を誤ったことをグアテマラは証明していない。ただし、パネルは、当該措置が、農業協定 4 条 2 の注で禁止されている種類の措置あるいは通常の関税に類するものであるかどうかの検討が必要であると述べているが (パネル報告 7. 305)、注は「通常の関税」に「類する」措置には言及していないため、この点ではパネルに同意しない (5. 148)。

[5. 4. 3. 2] 「類する国境措置」の適用 (paras 5. 149-5. 155)

グアテマラは、ペルーの措置が「最低輸入価格」に「類する」ものではないというパネルの認定は誤りであると主張する (5. 149)。

価格幅システムの設計・構造・運用の諸要素は、問題となっている措置が「最低輸入価格」の法的基準を充たすかどうかの評価にも、それに「類する国境措置」の法的基準を充たすかどうかの評価にも関連する (5. 154)。

パネルは、グアテマラの主張を扱う際に、問題となっている措置の設計・構造・運用について適切に検討しなかったために、「最低輸入価格」に「類する」国境措置であるかどうかの分析を誤った。したがって、問題となっている措置は「最低輸入価格」と共通の特徴を十分に有しており、最低輸入価格に「類する」国境措置とみなすことができるというパネルの認定 (パネル報告 7. 370, 8. 1. c) を取り消す (5. 155)。

[5. 4. 4] グアテマラによる法的な検討の補完の請求 (paras 5. 156-5. 165)

グアテマラは、最低輸入価格に関するパネル認定を上級委員会が取り消した場合、上級委員会が法的な検討を補完し、ペルーの措置は「最低輸入価格」ないしそれに「類する」措置であるために農業協定 4 条 2 違反であると認定するように求めている (5. 156)。

この点に関するパネルの検討は不十分であり、法的な検討を補完するために必要な情報が欠けている (5. 161-5. 164)。

上級委員会は、法的な検討を補完し、問題となっている措置は「最低輸入価格」ないしそれに「類する」国境措置であるため農業協定 4 条 2 違反であるかどうかについて結論に達することができない (5. 165)。

6 認定と結論 (paras 6. 1-6. 2)

[6. 1] DSU 3 条 7 および 3 条 10 に関して：

- a. 上訴におけるペルーの陳述は「新しい主張」や「新しい抗弁」ではなく、上訴の範囲内である。
- b. グアテマラは、ペルーの価格幅システムに関して WTO の紛争解決メカニズムに訴える権利を放棄していない。

- c. したがって、グアテマラ本手続を不誠実に提起したという証拠はなく、グアテマラの主張の評価を控える理由はないというパネルの認定を支持する。
- [6.2] 「可変輸入課徴金」（農業協定4条2の注）に関して：
- 問題となっている措置の「可変性」に関するパネルの評価が誤りであったことを、ペルーは証明していない。
 - 問題となっている措置の「追加的特徴」に関するパネルの評価が誤りであったことを、ペルーは証明していない。
 - 農業協定4条2に関するグアテマラの主張を検討する際に、パネルはDSU 11条に違反していない。
- [6.3] GATT 2条1(b)に関して：
- 問題となっている措置は「通常の関税」（GATT 2条1(b)）ではないというパネルの認定が誤りであったことを、ペルーは証明していない。
 - GATT 2条1(b)に関するグアテマラの主張を検討する際に、パネルはDSU 11条に違反していない。
- [6.4] 条約法条約31条に従った農業協定4条2とGATT 2条1(b)の解釈に関して：
- 条約法条約31条に従った農業協定4条2とGATT 2条1(b)の解釈に関するペルーの陳述は、上訴の範囲内である。
 - 条約法条約31条3に従ってFTAおよびILC条文20条・45条を考慮しなかったためパネルは農業協定4条2とGATT 2条1(b)の解釈を誤ったというペルーの陳述は、DSU 3条2と条約法条約31条に従った農業協定4条2とGATT 2条1(b)の解釈を超えており、ペルーとグアテマラはFTAにより相互の間でWTO協定の規定を修正したという陳述に等しい。
 - ペルー・グアテマラFTAおよびILC条文20条・45条は、農業協定4条2とGATT 2条1(b)の解釈に「関連する」もの（条約法条約31条3(c)）ではなく、FTAは、これらのWTO協定の規定の「解釈に関する」後の合意（同(a)）ではない。
 - したがって、条約法条約31条3に従ってFTAおよびILC条文20条・45条を考慮して農業協定4条2とGATT 2条1(b)を解釈しなかったのでパネルは誤った、ということはない。
- [6.5]
- FTAがペルーとグアテマラの間でWTO協定上の権利義務を修正したかどうかについてパネルが認定を控えたことは、誤りではない。
- [6.6]
- 価格幅システム関税は可変輸入課徴金であるというパネルの認定、および、可変輸入課徴金を維持することにより、ペルーは農業協定4条2に違反しているというパネルの認定を支持する。
 - 価格幅システム関税は「輸入について又は輸入に関連して課されるその他の……租税又は課徴金」であり、ペルーが譲許表に記載せずにこの措置を実施することは、GATT 2条1(b)第2文の義務に違反するというパネルの認定を支持する。
- [6.7] 「最低輸入価格」またはそれに類する国境措置（農業協定4条2の注）についてのパネルによる解釈・適用に関して：
- パネルが「最低輸入価格」の解釈を誤ったことを、グアテマラは証明していない。
 - 問題となっている措置が「最低輸入価格」ではないというパネルの認定を取り消す。
 - パネルが「類する国境措置」の解釈を誤ったことを、グアテマラは証明していない。
 - 問題となっている措置が最低輸入価格に類する国境措置ではないというパネルの認定を取り消す。
 - 法的な検討の補完を行い、問題となっている措置が最低輸入価格に類する国境措置であるかどうかを決定することができない。

[6.8] 農業協定およびGATT 違反と認定された措置をこれらの協定に適合させるようにDSBがペルーに要請することを勧告する。

V 考察

(1) ペルーの価格幅システム関税のWTO協定適合性について

本事件で争われたペルーの価格幅システム関税のWTO協定適合性について、パネルは、それが可変輸入課徴金（少なくとも、それに類する措置）であるとして、農業協定4条2違反を認定しつつ、そうだとすれば判断する必要のない問題であるが、網羅的な分析を行うという観点から、価格幅システム関税が最低輸入価格またはそれに類する措置であるかどうかについても検討し、最低輸入価格あるいはそれに類する措置であることは否定した（その意味での農業協定4条2違反は認定しなかった）。また、パネルは、価格幅システムが「輸入について又は輸入に関連して課されるその他の……租税又は課徴金」であるとして、GATT 2条1(b)第2文違反も認定している。

上級委員会も、可変輸入課徴金としての農業協定4条2違反およびGATT 2条1(b)第2文違反という点については、パネルの結論を支持した。他方、価格幅システム関税が最低輸入価格ではないという点については、パネルによる「最低輸入価格」や「類する国境措置」の解釈は基本的には誤っていないものの、それらの適用にあたり、問題となっている措置の設計・構造・運用についてパネルは適切な検討を行わなかったとして、パネルの認定を取り消している。ただし、この点についてグアテマラが求めていた法的な検討の補完については、そのために必要な情報が欠けているとして、請求を斥けた。

ペルーの価格幅システム関税は、かつてChile-Price Band Systemで争われ、農業協定4条2違反とされたチリの価格帯システムに基づく関税と類似のものと評価することができよう⁴。Chile-Price Band Systemにおいては、パネルも上級委員会も、チリの措置が「可変輸入課徴金」と「最低輸入価格」の双方に「類する」措置であるという⁵、やや曖昧な性格づけを行っており、その点で本事件の処理の仕方との間に違いを見出し得るのかもしれないが、Chile-Price Band Systemを前提とする限り、ペルーの価格幅システム関税は農業協定4条2違反であるという結論は避けられなかったように思われる。

なお、Chile-Price Band Systemにおいては、GATT 2条1(b)違反ありというパネルの認定は、上級委員会によって取り消されている。ただし、それは、申立国（アルゼンチン）がGATT 2条1(b)第2文に基づく主張を行っていない（同第1文に基づく主張のみを行っていた）にもかかわらずパネルがGATT 2条1(b)の実質的には第2文の違反を認定したためであり、申立国がGATT 2条1(b)第2文に基づく主張を行っていた—それに応じてGATT 2条1(b)の違反をパネルが認定し、上級委員会がそれを支持した—本事件とは前提が異なる。したがって、本事件とChile-Price Band Systemとの間に、GATT 2条1(b)適合性の判断に関して矛盾があるというわけではない⁶。

(2) ペルー・グアテマラ自由貿易協定の意義について

本事件で興味深いのは、ペルーが価格幅システムを維持することができることと定めるペルー・グアテマラFTA（未発効）をペルーが援用している点である。FTAに基づくペルーの主張は、グアテマラは、FTAでペルーが価格幅システムを維持することに同意しているため、そのような措置のWTO協定適合性を争ってWTOの紛争解決手続を利用することはできない（A）、ペルーとグアテマラは、FTAを通してWTO協定上の権利義務を相互の間で修正した（した

⁴ Chile-Price Band Systemについては、2002年度報告書（中川淳司委員）参照。

⁵ Chile-Price Band System, Panel Report, para 7.47; AB Report, para 252 参照。

⁶ ただし、Chile-Price Band Systemにおいて上級委員会は、GATT 2条1(b)第1文違反の認定を求めるアルゼンチンの主張は、農業協定4.2条違反ありというパネルの認定を上級委員会が取り消した場合の予備的請求であり（上級委員会はパネルの認定を取り消さなかった）、チリもGATT 2条1(b)第1文に関する認定を求めていないとして、チリの措置がGATT 2条1(b)第1文に違反するかどうかについては判断する必要がないとしている。Chile-Price Band System, AB Report, para 286 参照。

がって、WTO 協定違反はない) というものである (B)。

(2-A) 価格幅システムに関する WTO 紛争解決手続の利用可能性について

ペルーは、グアテマラによる DSU 3 条 7 (「加盟国は、問題を提起する前に、この了解に定める手続による措置が有益なものであるか否かについて判断する」) および 3 条 10 (「紛争が生じた場合には、すべての加盟国は、当該紛争を解決するために誠実に [紛争解決] 手続に参加する」) の違反を主張した。FTA において価格幅システムの維持に同意しているにもかかわらず、その措置について WTO 協定違反であるとして争うことは、DSU が求める誠実さに欠けるため、パネルは本事件の検討を控えるべきであるというわけである。FTA は未発効であるが、ペルーは、条約法条約 18 条⁷を援用し、FTA の趣旨・目的を害さない義務をグアテマラは負っており、価格幅システムについて WTO の紛争解決手続で争うことは FTA の趣旨・目的を害する行為であるとして、グアテマラの不誠実さと関連づけている。

この点についてパネルは、WTO の対象協定ではない条約 (FTA) に関する条約法条約 18 条の義務の違反が、DSU が求める誠実さの欠如の証拠となり得るとするのは説得力がなく、いずれにせよ、ペルーの請求に応ずるためには、何が FTA の趣旨・目的であるかを決定しなければならないが、それは付託事項の範囲外であるとして、グアテマラによる誠実義務違反を認定しなかった。ペルーは上訴において、このパネルの判断が誤りであったと主張したが、上級委員会は、加盟国が WTO の紛争解決手続に訴える権利を放棄することは可能であるとしても、加盟国が誠実義務を遵守しているかどうかは、DSU との関係ないし脈絡においてとられた行動に基づいて確認すべきであり、「当事国にとって相互に受け入れることが可能 [な] 解決」(DSU 3 条 7) を通じて、WTO の紛争解決手続に訴える権利の放棄を当事国が明確に規定したかどうかは問題であるとした。そのような観点から、上級委員会は、DSU との関係ないし脈絡において、WTO の紛争解決手続に訴えるグアテマラの権利を放棄する明確な規定は存在しない—また、このことは FTA が未発効であることとは関係がない (したがって、仮に FTA が発効していても結論は変わらない)—として、グアテマラによる誠実義務違反なしというパネルの認定を支持している。

ペルーの主張に従ってグアテマラの誠実義務違反を認定するためには、その前提として、パネルが指摘するように、WTO の対象協定ではない条約 (FTA) の趣旨・目的を確定する (また、そのような趣旨・目的を害したことを認定する) 必要があるが、それはパネル (および上級委員会) の任務を越えるものである。このことは、未発効条約に関する義務の場合 (条約法条約 18 条) に限らず、発効している条約上の義務違反の有無について検討することが前提として求められる場合にも、当てはまる。上級委員会が、WTO の紛争解決手続に訴える権利が放棄されているかどうかを、DSU との関係ないし脈絡において検討し、パネルと同じ結論に至ったのも、そのような考慮からであろう⁸。

いずれにせよ、ペルーが、FTA について条約法条約 18 条を援用してグアテマラの誠実義務違反を主張しつつ、グアテマラが本事件を提起したことにより FTA で合意したバランスに関して不確実性が発生したことを理由として FTA を批准しないことは (パネル報告 7.33)、主張の一貫性に欠けるところがあるように思われる。条約法条約 18 条が適用され、FTA の趣旨・目的を害さない義務をグアテマラが負っていることを、ペルーは、いずれの当事国も FTA の当事国とならない意図を表明していないことに関連づけており (パネル報告 7.48)、少なくとも当初は同条(a) (「批准……を条件として条約に署名し……た場合には、その署名……の時から条約の当事国とならない意図を明らかにする時までの間」)における義務) を援用していたものと考えられる。しかしながら、グアテマラは、協議要請後、パネル報告が配布されるまでの間に FTA を批准しているため、その後は、同条(b) (「条約に拘

⁷ 3 頁の注 1 参照。

⁸ 上級委員会は、FTA は DSU 3 条 7 いう「当事国にとって相互に受け入れることが可能 [な] 解決」ではないとしたが、その結論の妥当性はともかく、「対象協定に適合する解決」と言えるかどうかという観点から、価格幅システム関税が農業協定 4 条 2 および GATT 2 条 1(b)に違反することを指摘するのは (上級委員会報告 5.26)、論点先取であるように思われる。

束されることについての同意を表明した場合には、その表明の時から条約が効力を生ずるまでの間」における義務に該当する状況となっている。ところが、(b)は「ただし、効力発生が不当に遅延する場合は、この限りでない」と定めており、FTAの批准を控えることでその発効を遅らせているペルーが、批准したグアテマラの条約法条約18条違反を主張することは、正当化が困難と言えよう。ペルーが、上訴にあたって、グアテマラは価格幅システムについてWTOに訴えることを手続的に妨げられないと認めざるを得なかったのも（上級委員会報告5.27）、そのような事情を反映してのことであるように思われる。

（2-B）WTO協定上の権利義務の修正について

ペルーとグアテマラは、FTAを通してWTO協定上の権利義務を相互の間で修正した（したがって、ペルーの価格幅システム関税はWTO協定に違反しない）というペルーの主張については、パネルは、FTAが発効していないことを理由として、判断する必要がないとした。一般論として、発効している条約上の権利義務が、未発効条約によって修正されたという主張には無理があり、おそらくそのことを意識してであろうと思われるが、ペルーは上訴においては、パネルがWTO協定を解釈する際にFTAを考慮しなかったことが誤りであったという形でFTAを援用している。上級委員会は、このようなペルーの陳述は「新しい」ものであり上訴の範囲外であるというグアテマラの主張は斥けつつ、FTAは国際法の「関連」規則ないしWTO協定の「解釈……につき」後にされた合意である（条約法条約31条3(a)(c)）というペルーの主張も受け入れなかった。また、ペルーは、FTAを通じてWTO協定上の権利義務を当事国間で修正することができるかどうかについて、FTAが未発効であるために判断する必要がないとしたパネルの認定を取り消すことを上級委員会に求めつつ、未発効の協定がWTO協定上の権利義務を修正できないというパネルの認定をペルーが争っていないため、上級委員会は、この点についてパネルは誤っていないと判断した。

条約の解釈にあたって文脈とともに考慮すると定められている「条約の解釈又は適用につき当事国（the parties / les parties）の間で後にされた合意」（条約法条約31条3(a)）および「当事国（the parties / les parties）の間で後にされた合意」（条約法条約31条3(a)）および「当事国（the parties / les parties）の間で後にされた合意」（条約法条約31条3(a)）および「当事国（the parties / les parties）の間で後にされた合意」（条約法条約31条3(a)）の関係において適用される国際法の関連規則」（同(c)）については、「the parties / les partiesが、解釈の対象となっている条約の全当事国か、それとも、ある具体的な紛争が生じた場合の当該紛争の全当事国か、をめぐる見解の対立」がある⁹。この問題について、EC-Approval and Marketing of Biotech Productsにおいてパネルは前者の立場を採ったが¹⁰、上級委員会は明確な立場を示してこなかった¹¹。本事件においても、上級委員会は、FTAがWTO協定の「解釈……につき」後にされた合意ないし国際法の「関連」規則であることを否定してFTAを考慮しないとしたため、「当事国」（the parties / les parties）の意味を明らかにする必要はなかったが、WTOの対象協定のような多数国間条約の解釈の一般規則（条約法条約31条）の目的が、当該条約の一部の当事国（some of the parties）の意図ではなく、全当事国の共通の意図（the common intention of the parties to the treaty）を反映した通常の意味を確立することであると指摘している（上級委員会報告5.95）。これは、「一部の当事国の意図ではなく」という文言が含まれていないこれまでの上級委員会報告¹²と比較すれば、「当事国（the parties / les parties）」を条約の全当事国（WTOの全加盟国）と捉える立場に、より近いと言えるのかもしれない。

WTO協定上の権利義務を、一部の加盟国の間で締結した条約（FTA）を通して修正することができるかどうかについて、本事件では、FTAが未発効であることも影響して、明確な答えは与えられなかった。しかしながら、仮にFTAが発効していて、その内容が農業協定4条2やGATT2条1(b)を明確に修正するものであったとしても、上級委員

⁹ 酒井啓吾他『国際法』（2011年）287頁（濱本正太郎）。

¹⁰ EC-Approval and Marketing of Biotech Products, Panel Report, paras 7.70-7.71 参照。

¹¹ 例えば、EC and certain member States-Large Civil Aircraft, AB Report, para 844 参照。

¹² 例えば、EC-Computer Equipment, AB Report, para 93; EC and certain member States-Large Civil Aircraft, AB Report, para 845 参照。

会が示唆するように、これらの規定を含むWTO協定上の義務の多くは、いわゆる（当事国間）対世的義務であり¹³、特定の国に対して（例えばペルーがグアテマラに対して）負っているものではないため、2加盟国の間でのみそれを修正するという事は、意味をなさないであろう。例えばグアテマラがペルーを相手どってWTOの紛争解決手続を利用する権利ないし資格を否定するという意味でWTO協定を2加盟国の間で修正するような合意（条約）は、考えられなくはない。しかしながら、そのような合意は、これも上級委員会が示唆するように、GATT 24条にいうFTAとは性格が異なるものであり、条約法条約 41 条 1 に即して言えば、(a)ではなく(b)の場合に該当するものと考えられる¹⁴。そうだとすれば、そのような内容の合意を締結したにもかかわらずWTOの紛争解決手続を一方の当事国が利用したという場合に、その合意に違反した責任を他方の当事国がどのように追及することができるかという問題はあがるが、少なくともWTOの機関はその合意に拘束されることはなく、またその合意を適用することもできないため、WTOのパネルや上級委員会は、その当事国によるWTOの紛争解決手続の利用を認め（利用を否定する理由がなく）、WTOの対象協定との適合性に関する実体判断を行う（行わない理由がない）ということになるのであろう。

以上

¹³ 例えば、岩沢雄司「国際義務の多様性—対世的義務を中心に—」中川淳司・寺谷弘司編『大沼保昭先生記念論文集 国際法学の地平—歴史、理論、実証—』123頁（2008年）145頁参照。

¹⁴ 条約法条約 41 条 1 多数国間の条約の 2 以上の当事国は、次の場合には、条約を当該 2 以上の当事国の間においてのみ修正する合意を締結することができる。

- (a) このような修正を行うことができることを条約が規定している場合
- (b) 当該 2 以上の当事国が行おうとする修正が条約により禁止されておらずかつ次の条件を満たしている場合
 - (i) 条約に基づく他の当事国による権利の享有又は義務の履行を妨げるものでないこと。
 - (ii) 逸脱を認めれば条約全体の趣旨及び目的の効果的な実現と両立しないこととなる条約の規定に関するものでないこと。